

しよ う

お早めに！ 2月16日(金)～3月15日(木)

今年も確定申告の時期となりました。

3月9日(金)を過ぎるとたいへん混み合いますので、お早めにご相談ください。

【確定申告する必要がある方】

平成18年分の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引いた金額を基に計算した税額が配当控除額、住宅借入金(取得)等特別控除額及び定率減税額の合計額を超える方で、次のいずれかにあてはまる方
給与所得がある方

給与収入金額が2,000万円を超える方

給与を1ヶ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利息や不動産の賃貸料などの支払を受けた方

給与について、災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

外国の在日公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際、源泉徴収されないこととなっている方

お子様の扶養控除を両親で受けていたり、所得金額により扶養控除を取れないなど年末調整に誤りがある場合(収入金額等を再度確認ください)。

公的年金等に係る雑所得がある方

公的年金等に係る雑所得以外の所得のない方

事業所得や不動産所得などがある方、または不動産をお売りになった方

事業を営んでいる方、不動産の貸し付けによる所得のある方、土地や建物を売却した方

税務署に確定申告をする必要がない人であっても、住民税の申告は必要です(所得がなかった方でも、1人世帯もしくはどなたの扶養親族等になっていない場合は住民税の申告が必要となります)。申告をしていないと、国民健康保険料の算定や幼稚園、保育園、高校の授業料の軽減、老齢福祉年金・児童手当等の給付、課税証明書等の発行ができなくなります。

からのお知らせ>

消費税及び地方消費税の確定申告

個人事業者の平成18年分消費税及び地方消費税の確定申告及び納税は、4月2日(月)までです。

基準期間の課税売上高が1千万円を超える方及び「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方は平成18年分の消費税の申告が必要です。

贈与税の確定申告

平成18年分の贈与税の申告及び納税期間・会場は下記のとおりです。

【期間】2月1日(木)～3月15日(木)

【会場】小田原税務署

【対象】個人から不動産、現金、預貯金、株式などの財産をもらった方で、年間110万円を超える場合

「相続時精算課税の特例」、「住宅取得資金等の特例」、「居住用不動産の配偶者控除」の特例の適用を受ける方は、税金がかからなくても申告が必要です。

申告書の作成はホームページでもできます!

作成した申告書は、直接持参するか、郵送での提出となります(オフラインとなっています)。郵送で提出する場合は、控えに受付印が必要な方は切手をはった返信用封筒に住所氏名を記載し、同封してください。インターネットを使って申告する場合は、電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください。こちらは自宅や職場のパソコンから、申告、申請、届出書等の提出、納税ができます。詳しくは、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。